

伊豆大島ジオパーク ログマーク等使用取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、伊豆大島ジオパークのログマーク及びイメージキャラクターの使用に関して必要事項を定めることにより、これらの適正な使用及び積極的な活用を図り、もって伊豆大島ジオパーク活動の一層の普及促進を図ることを目的とします。

(図 柄)

第2条 伊豆大島ジオパークのログマーク及びイメージキャラクター（以下、「ログマーク等」という。）は、別図に定めるものとします。

(ログマーク等に関する権利)

第3条 ログマーク等に関する著作権は、伊豆大島ジオパーク推進委員会（以下「委員会」という。）に帰属し、使用者がログマーク等を自己のものとして使用することはできません。

(使用対象者の条件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この要綱に定める手続を行うすべての者が、ログマーク等を使用することができます。

- (1) 伊豆大島ジオパークの活動趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) 委員会、関係者、その他第三者に不利益を与え、又は与えるおそれがある場合
- (6) その他、委員会がログマーク等の使用について、不相当と認めた場合

(使用承認の申請)

第5条 ログマーク等の使用を希望する者は、あらかじめ「伊豆大島ジオパークログマーク等使用承認申請書（様式1）」により、使用の申し込みをしてください。

2 委員会会長は、前項の申請を承認する場合には、「伊豆大島ジオパークログマーク等使用承認通知書（様式2）」により、申請者に使用に関する承認を行います。

(使用期間)

第6条 ログマーク等の使用期間は、使用を承認した日から起算して2年間とします。使用期間満了後において、ログマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けてください。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とします。

(完成品の提出)

第8条 第5条の規定により、ロゴマーク等の使用承認を受けた者（以下「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物品等の完成品を速やかに提出してください。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができます。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (2) デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、委員会会長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 申請・承認された内容以外での使用はしないこと。

(使用の取消)

第10条 委員会は、使用承認を受けた者が、第9条に定める事項を遵守しなかった場合には、ロゴマーク等の使用承認を取消し、使用物件の回収を求めることができます。この場合において、使用承認を受けた者は、ロゴマーク等の使用禁止又は承認の取消処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、委員会はその責めを負いません。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、委員会が別に定めます。

附 則

この要綱は平成29年 4月 1日から施行する。

(別図)

■伊豆大島ジオパーク ログマーク

《カラー》



《モノクロ》



■伊豆大島ジオパーク イメージキャラクター

			
名 前	ザブン	ヒラリ	ドカン
生い立ち	大島の海から生まれた妖精レンジャー	大島の森林から生まれた妖精レンジャー	大島の火山から生まれた妖精レンジャー
性 格	明るくおおらか、物怖じしない性格。ノリがよく、誰とでも仲良くなれる。	責任感が強く世話好きで、困っている人がいるとほっとけない。ちょっとお人よきな面も!?	縁の下の力持ち。無口で穏やかだが、怒ると手がつけられないことを、他の二人は知っている。
特 技	波乗り	森の木を育てる	溶岩をつくる
好きな食べ物	くさや	あしたば	島とうがらし
チャームポイント	あたまの波	あたまの葉っぱ	あたまの火山

※形状・色等の改変は認められません。

※使用承認後、ロゴマーク等の高解像度の画像ファイルをお送りいたします。